

○ 戸籍謄(抄)本等の不正取得を防止するため「本人通知制度」を始めます

戸籍謄(抄)本等の不正取得を防止するため、「本人通知制度」を6月1日から開始します。この制度は、戸籍謄本や住民票などを代理人や第三者が請求し、交付した場合、事前に登録した方を対象に交付の事実を本人に通知する制度です。

ご希望の方は、登録申請が必要です。

- 対象者／松伏町に本籍のある方、住民登録のある方
- 登録開始日／6月1日(火)
- 登録に必要なもの／本人確認の書類、代理申請の場合は委任状など
- 窓口／住民ほけん課

証明書等の申請の際に本人確認をさせていただきます

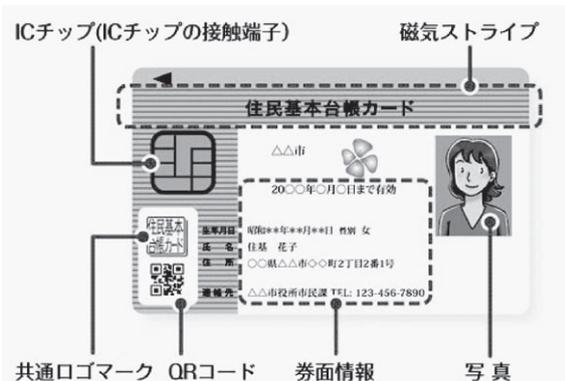
個人情報保護や不正取得の防止のため、住民票や戸籍謄本などの各種証明書の申請時に、本人確認を行っています。ご協力をお願いします。

	発行する証明書	
	戸籍謄本など	住民票など
右のうち1点	・運転免許証 ・パスポート ・外国人登録証明書 ・住民基本台帳カード (写真付き) など	・運転免許証 ・パスポート ・外国人登録証明書 ・住民基本台帳カード (写真付き) など
右のうち2点 ※ただし、戸籍は(イ)の2点又は(イ)と(ロ)の組合せに限る	(イ) ・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード (写真なし) (ロ) ・学生証 ・社員証 ・預金通帳 ・キャッシュカード ・クレジットカード など	・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険被保険者証 ・学生証 ・社員証 ・預金通帳 ・キャッシュカード ・診察券 ・クレジットカード (加筆できないもの) など

偽変造対策強化済住民基本台帳カード(住基カード)を無料再交付します

住民基本台帳カードが、偽造や変造を防止するため新しくなりました。(以前に発行された住基カードも引き続き使用できます)

- ・ICチップに住基カードに記載されている事項(住所、氏名、生年月日、性別、顔写真、有効期限)が書き込まれます。
- ・QRコードが印刷されます。
- ・全国共通のロゴマークが印刷されます。



有効期限が2019年(平成31年)4月19日までの住基カードを所有されている方で、偽変造対策済の住基カードの再交付を希望される方は、無料で再交付手続きができます。受付期間は平成23年3月31日までです。※新たに住基カードの交付を受ける方、紛失等による再交付を希望される方、受付期間経過後の再交付申請は、手数料500円が必要です。※公的個人認証(電子証明書)を格納している場合は、新たに交付する住基カードに電子証明書を移すことはできません。

- 【必要なもの】
- ・有効期限が2019年(平成31年)4月19日までの住基カード
 - ・印鑑 ・本人確認書類